

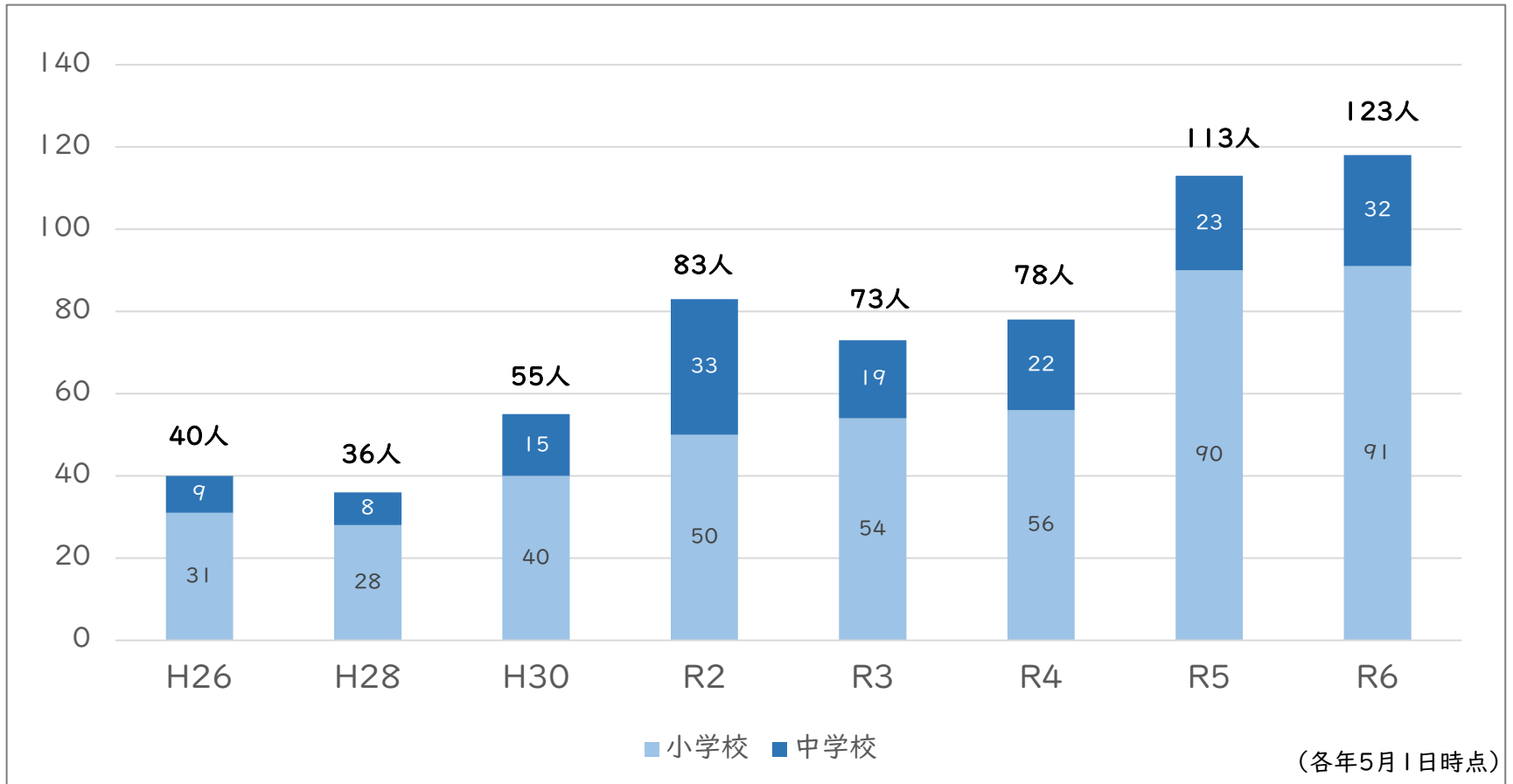
第29回佐賀県総合教育会議

<意見交換>

- 1 多文化共生について
- 2 少年自然の家について

1 多文化共生について

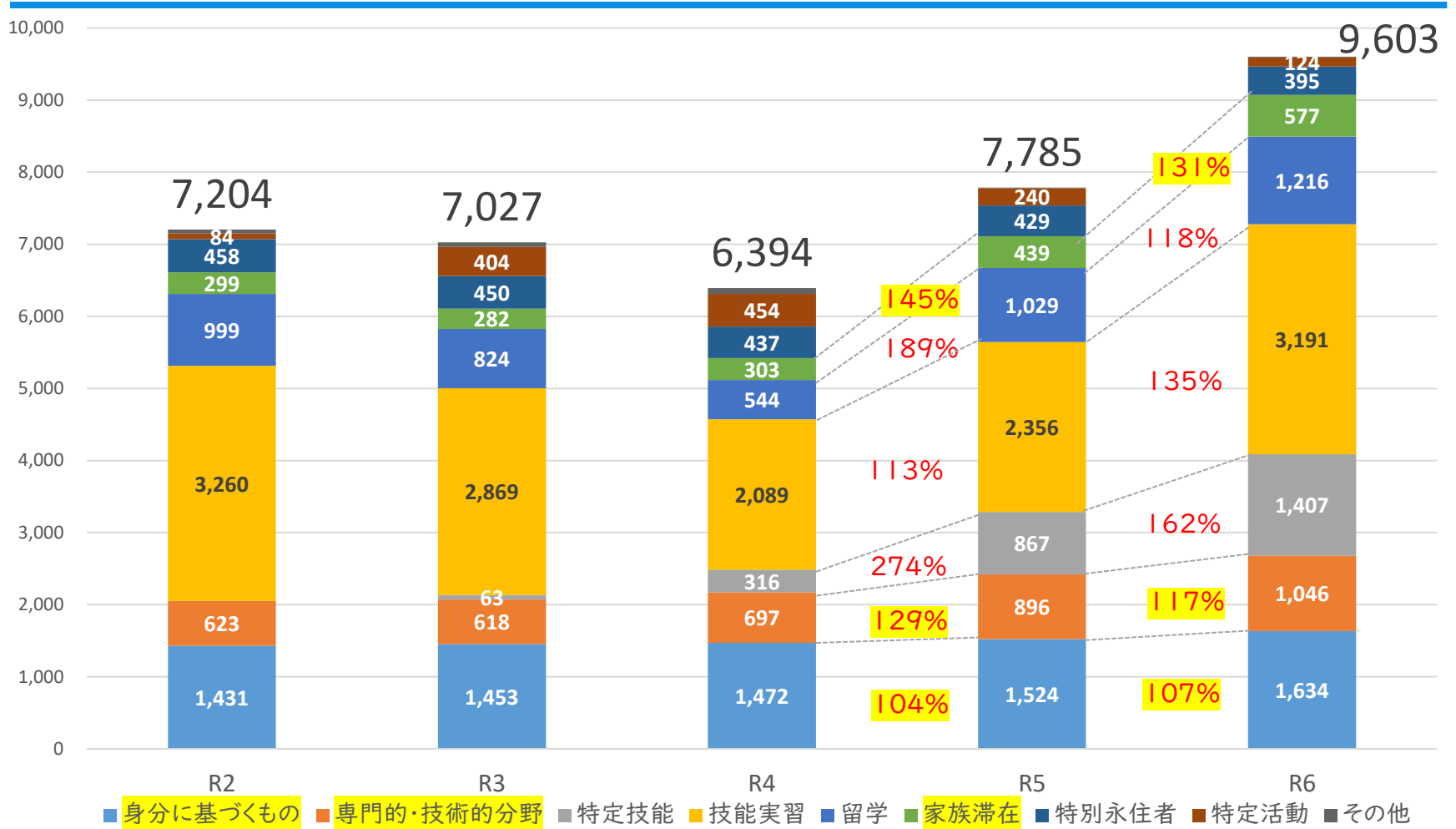
佐賀県内公立小中学校日本語指導が必要な児童生徒数



- ✓ 日本語指導が必要な児童生徒数は増加中
- ✓ R6.5.1現在、小学生91人、中学生32人

佐賀県内在住の外国籍の方の現状

(各年1月1日時点)



・ 技能実習、特定技能が大きく増加 ⇒ 家族帯同不可 (特定技能2号のみ帯同可・現在2名)

・ 家族帯同可である「専門技術(技術者、研究者、通訳等)」が増加傾向

・ 「身分(国際結婚等)」が増加傾向

・ 「家族滞在」が増加傾向

ファミリー層の増加につながっているのではないか

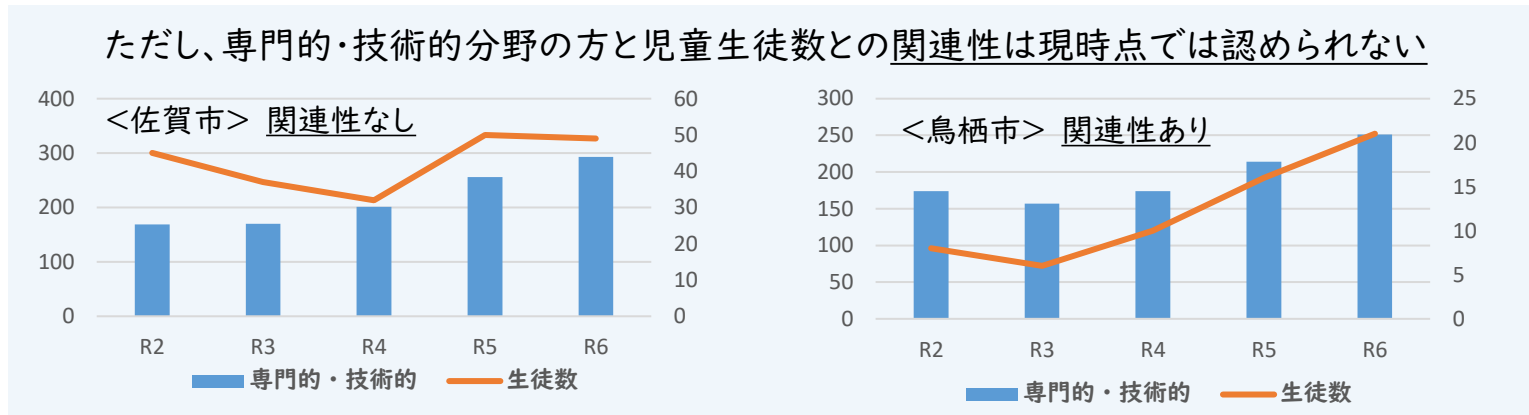
児童生徒数増加の考えられる要因

✓ 県内企業において外国人雇用の増

・鳥栖市の小中学校の児童 (R2:8人⇒R6:21人) ⇒鳥栖市及び近郊の大手企業の雇用増によるものか?

✓ 企業誘致

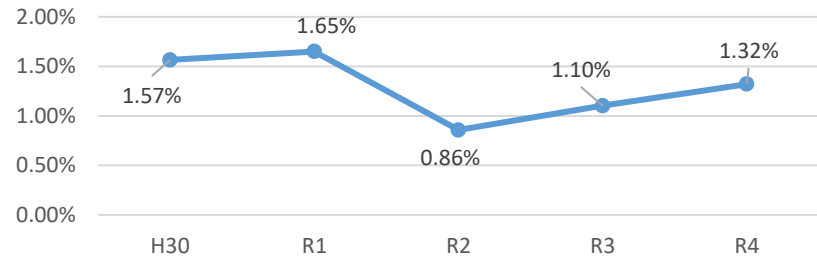
・外国人雇用のIT企業等が佐賀県へ進出⇒佐賀市、伊万里市、嬉野市に進出実績(規模は小さい)



✓ 国際結婚数の増加

・コロナで一旦減少したものの、増加傾向

◆佐賀県内の国際結婚割合



✓ 留学生の増加

・佐賀大学留学生増 R4:130人⇒R6:200人 ※院生には家族帯同の方もいる

➡ 各地域の様々な要因の積み重ねにより、全体として増と推測される

佐賀県教育委員会の取組

- 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実
- 公教育機関としての受入体制の充実

■ 佐賀県教育委員会の取組



日本語指導の充実

- ・日本語指導を必要とする児童生徒の人数に応じて、日本語指導担当教員を配置
- ・受入校に非常勤講師（日本語指導経験者）を配置。日本語指導を手厚く支援。



多文化理解の促進

- ・留学生受入や海外の学校との交流を促進。
- ・海外経験の豊富な方々による講演会。
⇒様々な方々との交流を通して、それぞれの価値観や文化の違いを認め合う。



彩志学舎中学校における外国籍の方の受入

- ・国籍を問わず受け入れ。
- ・生徒一人一人の習熟度に応じた授業を実施。



日本語指導の充実

取組概要

1 日本語指導者の配置

① 日本語指導担当教員

(県内小学校:5人、県内中学校2人(うち夜間中学1人))

- ・児童生徒一人一人に合わせた日本語指導、簡単な日本語での授業
- ・多文化共生に関する授業、
- ・職員向け校内研修等
- ・保護者との連絡や面談

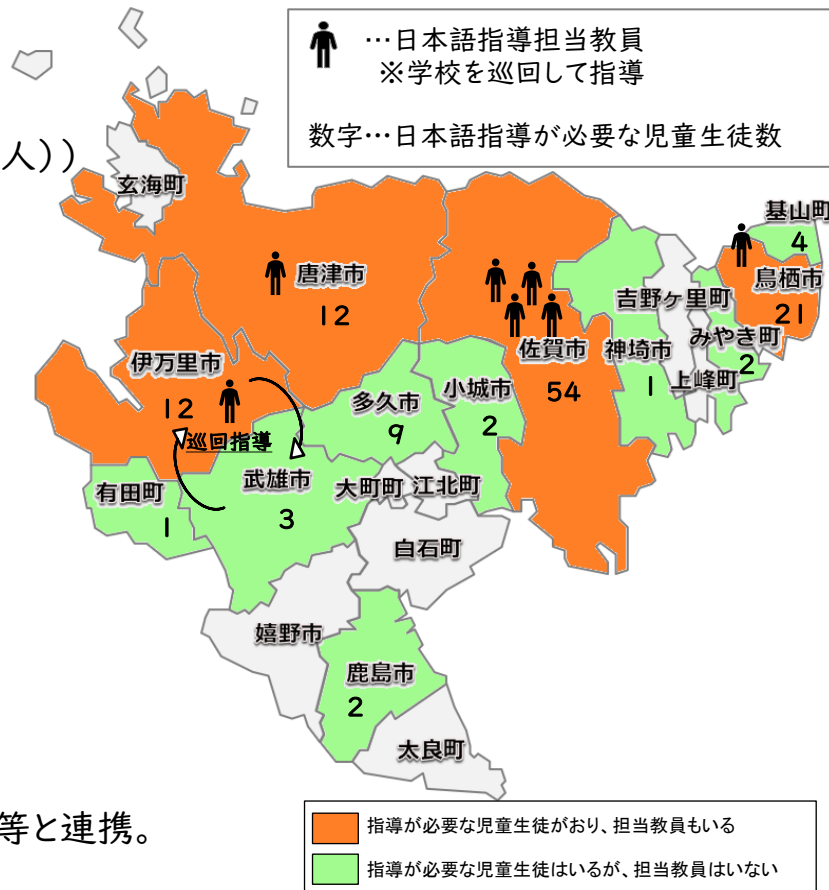


② 非常勤講師(29人)

- ・主に初期の日本語指導が必要な生徒に指導
- ※自身の安全や人との関係づくりに関わる言葉(痛い、貸して、行こう等)

2 関係機関との連携

- ・市町教育委員会、県国際交流協会、県内支援団体等と連携。課題等について協議。



現状

- ・日本語指導が必要な児童生徒数は、1~5人未満の学校がほとんど。
- ・上記の学校が、県内広域に存在。

- ・ニーズに応じた日本語指導担当教員の配置が難しい。
- ・非常勤講師によるカバーにも限界



多文化理解の促進

取組概要

○各学校における国際交流活動の促進

- ・留学生の受入、海外の学校との交流促進
- ⇒海外の同年代の考えや価値観、文化の違いを知る、認め合う



○海外経験の豊富な方々による講演

- ⇒文化や考え方の違い、行動様式が異なる方々と、どうやったら分かり合えるか等、経験を交えながら児童生徒へ伝える

取組の効果

生徒
の声



小学生

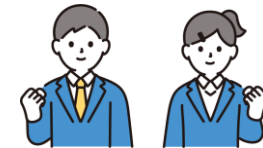
・日本に来ている外国の人たちとコミュニケーションをとりたいので、外国語の勉強をがんばりたい。



中学生

・もし難民の友達ができたら？と考えたときに、自分の友達のために何ができるかを必死に考えた。

・やさしい日本語で話すことで、コミュニケーションがとれると分かった。



高校生

・グローバル社会では、他者にはない自分の個性を持ち、多文化や習慣を理解し、他者と協力をすることが必要と感じた。

多様な文化や価値観を知ることで、世界の動きに関心を持ち、在住外国人への向き合い方が変化



県立夜間中学「彩志学舎中学校」



開校 令和6年4月20日

生徒数 21名(7月5日時点)

※定員1学年20名、合計60名程度

授業時間 平日の夜間(17時30分~21時)

1日4時間、週20時間授業

○日本語指導に関する彩志学舎中学校の取組

(日本語指導が必要な生徒 5名)

✓ 日本語指導者 5名

〔 日本語指導担当教員 1名
非常勤講師 4名 〕

- ・生徒一人一人に寄り添った授業(対面授業)
- ・生徒の習熟度にあわせた授業
- ・日本語指導の実施(週6時間程度)
- ・授業動画の配信(欠席した生徒への対応)
- ・補習(0校時)の実施

佐賀県内在住の外国籍の方の増加傾向を見ると、
日本語指導が必要な児童生徒数も増加すると見込まれる



国籍等に関わらず、
みんなが心地よく過ごせる佐賀県
について、意見交換いただきたい。

2 少年自然の家について

青少年教育にかかる施策の経緯

「教育基本法(S22)」や「学校教育法(S22)」において、社会教育に対する国や地方公共団体の在り方、学校の向き合い方などが規定される。

➤文部省では、社会教育に関する法制の必要性を認識

➤昭和23年には、社会教育関係立法の急速な実現要望について、教育刷新委員会より建議

昭和24年 「社会教育法」の制定

目的：社会教育に関する国と地方公共団体の任務を明らかにすること

✓社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、文化的教養を高める環境の醸成

✓社会教育が学校教育との連携の確保及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮

昭和30年代 青少年教育施設の整備が活発化

青少年教育施設の整備補助が開始

職業訓練の場（実験・実習の施設整備）→ 集団宿泊訓練を行う場という性格へ

昭和45年 「公立少年自然の家」施設整備の国庫補助開始（～平成8年）

都市化の発展に伴い、少年の健全な発達に不可欠と各地で設置要望

昭和46年 社会教育審議会答申（46年）

昭和49年

明治初年と第二次大戦後に行われた教育改革に次ぐ「第三の教育改革」と位置付け、学校教育全般にわたる包括的な改革整備の施策を提言

✓社会教育に関する団体活動、地域活動等を促進するなど、内容・方法の多様化、高度化（答申）

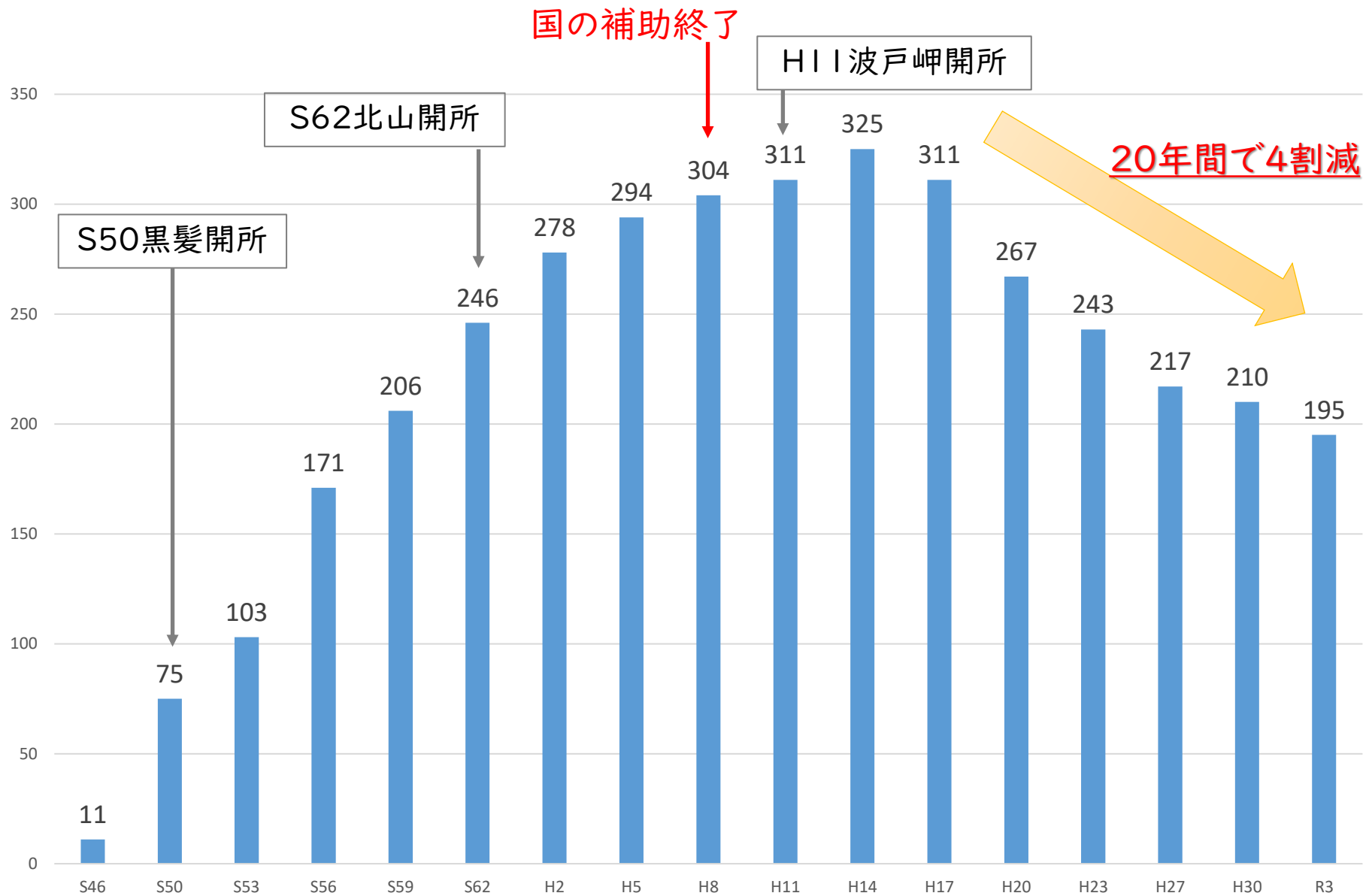
✓少年自然の家、青年の家、民間施設等青少年が利用する各種施設の整備、充実（建議）

昭和50年 初の国立少年自然の家（室戸少年自然の家）設置

⋮ 以後も中央教育審議会では議論が交わされる

「少年自然の家」施設数の推移

(各年10月1日時点)

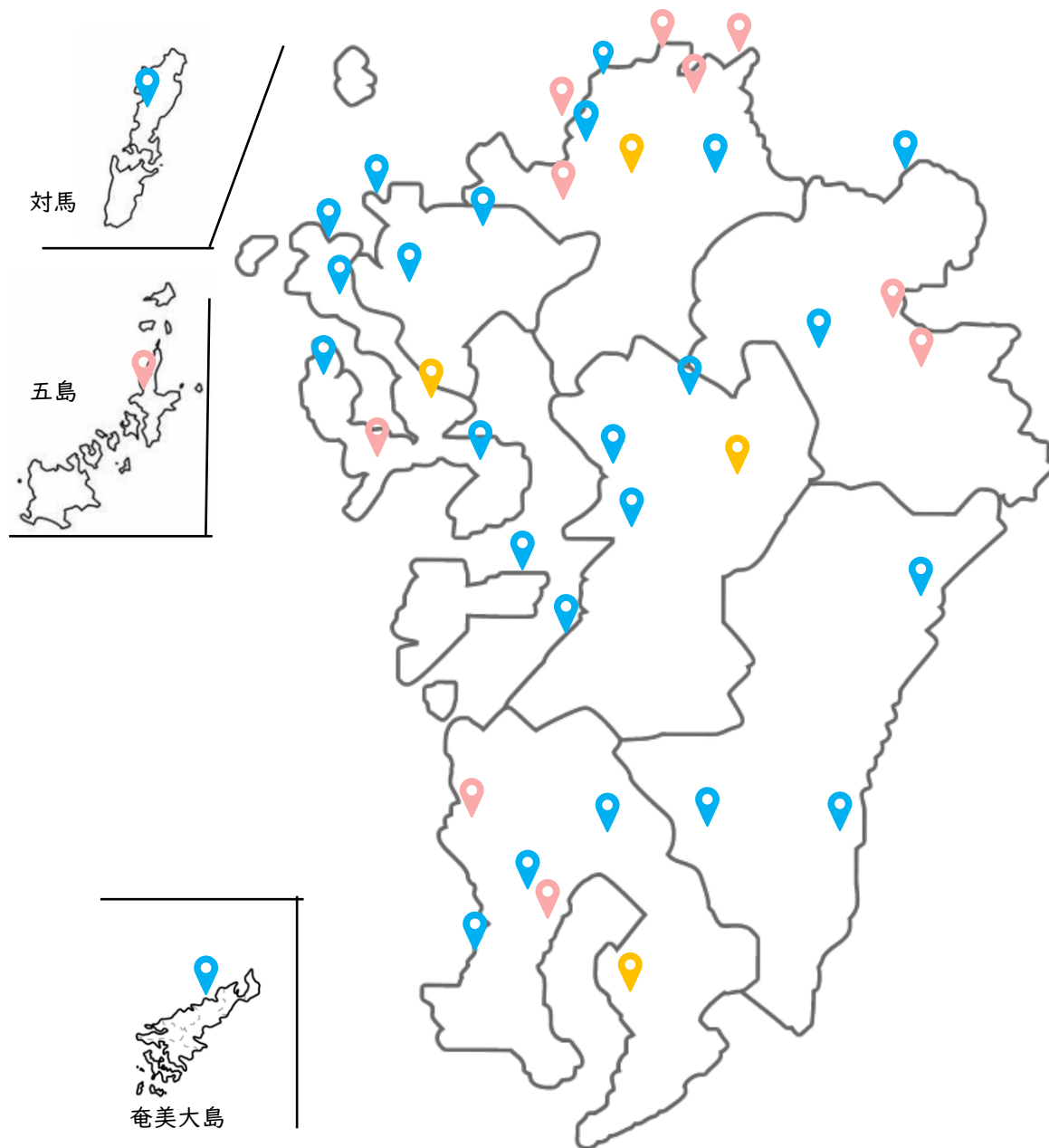


九州内の少年自然の家・青年の家 設置状況

【施設数】 40施設 国立4施設 県立24施設 市町立12施設

県名	施設数		県立施設の所管部署
福岡県	9	国立 1 県立 3 市町立 5	教育委員会事務局
佐賀県	3	国立 県立 3 市町立	平成24年に移管 教育委員会事務局から知事部局へ
長崎県	8	国立 1 県立 5 市町立 2	教育委員会事務局
熊本県	6	国立 1 県立 4 市町立 1	教育委員会事務局
大分県	4	国立 県立 2 市町立 2	教育委員会事務局
宮崎県	3	国立 県立 3 市町立	所管は教育委員会事務局 知事部局は地方自治法に基づく事務委任
鹿児島県	7	国立 1 県立 4 市町立 2	教育委員会事務局

九州内の少年自然の家・青年の家 設置状況



▶ 県境近くの学校では、
県外施設を利用する場合がある。

佐賀県内は、12校が県外施設を利用

▶ 廃止を検討中の施設もある

[施設]

長崎県立千々石少年自然の家

[理由]

利用者がピーク時比で半減

近隣の児童数が30年で半数以下に

▶ 過去の廃止施設

[施設]

湯布院青年の家（平成16年廃止）

[概要]

地域性を鑑み、青年の家を利用
していた高校生等は他施設で受入

-  国立
-  県立
-  市町立

少年自然の家 学校での活用状況

小学校

利用目的:主に5年生時の宿泊学習(1泊2日)

宿泊学習の目的(例)

- ✓ 自然体験学習を通じて集団行動や社会のルールを学ぶ
- ✓ 友達や先生との人間関係を深める
- ✓ 最後まであきらめずに粘り強く取り組む力を高める

活動内容(例)

キャンプファイヤー・キャンドルのつどい、野外炊飯、フィールドビンゴ、登山、カッター体験
焼き杉、ペーパーウェイト制作、キーホルダー制作

中学校・高校

利用目的:主に新入生オリエンテーション合宿(1泊2日)

宿泊学習の目的(例)

- ✓ 集団生活や社会生活に必要な態度を身に付ける
- ✓ 集団学習する中で、互いに情報交換、切磋琢磨し、進んで学習に取り組む

活動内容(例)

野外炊飯、ウォークラリー、学習会